

生駒市介護老人保健施設「やすらぎの杜 優楽」訪問リハビリテーション利用約款

第1条（目的）

生駒市介護老人保健施設やすらぎの杜優楽訪問リハビリテーション(以下「事業者」という。)は、利用者に対し介護保険法の趣旨に従って、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう訪問リハビリテーションサービスを提供します。利用者及び利用者を扶養する者（以下「扶養者」という。）は、事業者に対し、そのサービスの対価として利用料金を支払うことについて取り決めることを本約款の目的とします。

第2条（適用期間）

本約款における適用期間は平成 年 月 日から始まり、利用者の身体状態により訪問リハビリテーションの継続が必要と判断される場合は医師の指示のもと適用期間を要介護認定または要支援認定の有効期間満了日までとします。

第3条（訪問リハビリテーション計画）

事業者は、利用者の日常生活全般の状況および希望を踏まえて、「居宅サービス計画」に沿って「訪問リハビリテーション計画」を作成します。事業者はこの「訪問リハビリテーション計画」の内容を利用者およびその家族に説明します。

第4条（訪問リハビリテーションの内容）

- 1 利用者が提供を受ける訪問リハビリテーションの内容は別紙に定め、利用者及び扶養者に説明します。
- 2 事業者は、訪問リハビリテーション職員を利用者の居宅に派遣し、訪問リハビリテーション計画に沿って別紙に定めた内容の訪問リハビリテーションを提供します。
- 3 第2項の訪問リハビリテーション職員は、理学療法士等の有資格者です。
- 4 訪問リハビリテーション計画が利用者及び扶養者との合意をもって変更され、事業者が提供するサービスの内容または介護保険適用の範囲が変更となる場合は、利用者及び扶養者の了承を得て新たな内容の訪問リハビリテーション実施計画書を作成し、それをもって訪問リハビリテーションの内容とします。

第5条（サービスの提供の記録）

- 1 事業者は、利用者の訪問リハビリテーションの提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後、2年間は保管します。
- 2 事業者は、利用者が前項の記録の閲覧、又は謄写を求めた場合には、原則としてこれに応じます。ただし、扶養者その他の者（利用者の代理人を含みます。）に対しては、利用者の承諾その他必要と認められる場合に限りこれに応じます。

第6条（料金）

- 1 利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、本約款に基づく訪問リハビリテーションサービスの対価として、別紙の利用単位ごとの料金を基に計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。ただし、事業者は、介護保険法等の改正、利用者の経済状態等に変動があった場合は、利用料金を変更することがあります。
- 2 事業者は、利用者及び扶養者が指定する送付先に対し、当該月の料金の合計額の請求書及

び明細書を送付し、利用者及び扶養者は、連帯して、事業者に対し、当該月の料金の合計額を指定日までに支払うものとします。

- 3 事業者は、利用者又は扶養者から、第1項に定める利用料金の支払を受けたときは、利用者及び扶養者が指定する送付先に対して、領収書を送付します。ただし、領収書は再発行しませんので、大切に保管してください。

第7条（サービスの中止）

- 1 利用者は、事業者に対して、サービス提供の30分前までに通知をすることにより、料金を負担することなくサービス利用を中止することができます。
- 2 利用者がサービス実施日の30分前までに通知することなくサービスの中止を申し出た場合は、事業者は、利用者に対して別紙に定めるキャンセル料を請求することができます。この場合の料金は第6条に定める他の料金の支払いと合わせて請求します。

第8条（利用者及び扶養者からの解除）

利用者及び扶養者は、事業者に対し、サービス終了の意思表示をすることにより、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。なお、この場合において利用者及び扶養者は、速やかに事業者及び利用者の居宅サービス計画作成者に連絡するものとします。

第9条（事業者からの解除）

- 1 事業者は、やむを得ない事情がある場合、利用者及び扶養者に対して、1ヶ月間の予告期間において理由を示した文書で通知することにより、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。
- 2 事業者は、次の事由に該当した場合は、本約款に基づく訪問リハビリテーション利用を解除・終了することができます。
 - ①利用者が要介護認定において自立（非該当）と認定された場合
 - ②利用者又は扶養者が、本約款に定める利用料金を2カ月分以上滞納し、その支払いを催促したにもかかわらず14日以内に支払われない場合
 - ③利用者またはその家族が事業者やサービス従業者に対して利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
 - ④利用者が介護保険施設に入所した場合
 - ⑤利用者が医療機関に入院した場合
 - ⑥利用者が死亡した場合

第10条（秘密の保持）

- 1 事業者とその職員は、業務上知り得た利用者又は扶養者若しくはその家族等に関する秘密を、正当な理由なく第三者に漏らしません。ただし、次の各号についての情報提供については、事業者は、利用者及び扶養者から、あらかじめ同意を得た上で行うこととします。
 - ①介護保険サービスの利用のための市町村、居宅介護支援事業者その他の介護保険事業者等への情報提供、又は適切な在宅療養のための医療機関等への療養情報の提供。
 - ②介護保険サービスの質の向上のための学会、研究会等での事例研究発表等。この場合、利用者個人を特定できないように仮名等を使用することを厳守します。

第 11 条（賠償責任）

事業者は、サービスの提供にともなって、事業者の責めに帰すべき事由により利用者の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合は、利用者に対してその損害を賠償します。

第 12 条（緊急時の対応）

事業者は、現に訪問リハビリテーションの提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかにかかりつけ医に連絡を取る等必要な措置を講じます。

第 13 条（身分証携行義務）

サービス従業者は、常に身分証を携行し、初回訪問時および利用者及び扶養者から提示を求められた時は、いつでも身分証を提示します。

第 14 条（連携）

事業者は、訪問リハビリテーションの提供にあたり、介護支援専門員および保険医療サービスまたは福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めます。

第 15 条（相談・苦情）

事業者は、利用者からの相談・苦情等に対応する窓口を設置し、訪問リハビリテーションに関する利用者及び扶養者の要望、苦情等に対し、迅速に対応します。

第 16 条（本約款に定めのない事項）

本約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は扶養者と事業者が誠意をもって協議して定めることとします。

第 17 条（裁判管轄）

この約款に関してやむを得ず訴訟となる場合は、利用者および事業者は、事業所の住所地を管轄する裁判所を第一審管轄裁判所とすることを予め合意します。